

最高裁秘書第 5530 号

令和元年 11 月 22 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 11 月 15 日に答申（令和元年度（最情）答申第 59 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第 14 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年6月13日（令和元年度（最情）諮詢第14号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（最情）答申第59号）

件名：最高裁判所の正門、東門、西門及び南門の利用資格者が分かる文書の一部
開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「最高裁判所の正門、東門、西門及び南門のそれぞれの利用資格者が分かる文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「最高裁庁舎における入庁者の整理について」と題する書面（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年5月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。
- 2 平成29年度（最情）答申第27号からすれば、最高裁判所事務総局の局課長は襲撃の対象となるおそれが高いとはいえない。
- 3 最高裁判所の構内図及び庁舎平面図を含む書籍が昭和49年頃に配布され、現在でも誰でも購入できるにもかかわらず、特段の弊害が発生していないことからすれば、本件不開示部分の全部が不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は、我が国唯一の最上級裁判所として裁判手続及び司法行政を行う機関であり、最高裁判所判事や事務総局の各局課館長は、裁判所の重大な職務を担う要人として、襲撃の対象となるおそれが高く、その重大な職務が全うされるように、最高裁判所の庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある。そのため、最高裁判所では、各門扉に警備員を配し、一般的に公開されている法廷等の部分を除き、許可のない者の入構を禁止している。

本件不開示部分は、各門における入構方法に関する具体的な運用が記載されており、この情報を公にすると警備レベルの低下を招くことになり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるから、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年6月13日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、最高裁判所の各門における入構方法に関する具体的な運用が記載されていると認められる。このような記載内容を踏まえれば、本件不開示部分を公にすると、警備レベルの低下を招き、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、①平成29年度（最情）答申第27号からすれば、最高裁判所事務総局の局課長は襲撃の対象となるおそれが高いとはいえない、②最高裁

判所の構内図及び庁舎平面図を含む書籍が昭和49年頃に配布され、現在でも誰でも購入できるにもかかわらず、特段の弊害は発生していない旨主張する。

しかし、①については、苦情申出人の指摘する上記答申には、最高裁判所事務総局の局課長が襲撃の対象となるおそれがあることを否定する趣旨の記載はなく、また、②については、苦情申出人の指摘する上記書籍は、本件対象文書のように最高裁判所の入構方法に関する運用について記載されているものではないから、いずれの主張も本件の結論には影響しない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる（平成30年度（最情）答申第38号参照）。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分は法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人